損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：百万円）

経常費用		経常収益	
業務費	100,156	運営費交付金収益㈱	6,163
給与費	29,825	補助金等収益㈱	2,988
材料費	35,506	施設費収益	246
委託費	6,132	業務収益	90,433
設備関係費	11,794	医業収益	70,890
経費	16,888	研修収益	102
その他	12	研究収益	19,441
一般管理費	109	寄附金収益㈱	78
給与費	△ 232	資産見返負債戻入㈱	1,573
材料費	1	資産見返運営費交付金戻入	192
経費	303	資産見返補助金等戻入	1,306
減価償却費	37	資産見返寄附金戻入	74
財務費用	33	退職給付引当金見返に係る収益㈱△	470
その他経常費用	279	財務収益	2
経常費用合計	100,577	その他経常収益	1,042
臨時損失	282	経常収益合計	102,053
固定資産除却損	34	経常利益	1,476
固定資産除却費	239	臨時利益	19
賠償金負担額	8	その他臨時利益	19
		当期純利益	1,213
		当期総利益	1,213

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

利益の処分に関する書類

（令和７年８月25日）　（単位：百万円）

Ⅰ　当期未処分利益	14,151	Ⅱ　利益処分額	
当期総利益	1,213	積立金	14,151
前期未処分利益	12,937		

注　記　事　項

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～47年
構築物	４～50年
医療用器械備品	２～10年
その他器械備品	２～20年
車両	２年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

３．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

４．賞与引当金の計上基準

役員に対して支給する業績年俸及び職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

５．退職給付に係る引当金の計上基準及び退職給付費用の処理方法

役職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生事業年度に一括費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生事業年度に一括費用処理することとしております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

６．環境対策引当金の計上基準

環境有害物質の除却に伴う処理費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

７．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券

満期保有目的債券については、償却原価法によっております。

⑵　投資有価証券

市場価格のない株式等以外については、時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

８．棚卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　医薬品

最終仕入原価法に基づく低価法

⑵　診療材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑶　給食用材料

最終仕入原価法に基づく低価法

⑷　貯蔵品

最終仕入原価法に基づく低価法

９．収益及び費用の計上基準

⑴　医業収益

医業収益は、主に入院及び外来診療に係る収益であり、診療行為を提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、継続的に役務を提供していることから一定の期間にわたり充足されると判断し、診療行為の提供に応じて収益を認識しております。